

平成28年7月25日

一般社団法人 信託協会
会長 池谷 幹男 殿

企業年金連合会
理事長 村瀬 清司

信託財産の銀行勘定貸運用におけるマイナス金利の適用について（申入れ）

日本銀行のマイナス金利政策導入以降、有担保コール市場が急速に縮小し、短期金融市場での運用が困難なことから、信託財産における余資・待機資金の運用は、資産管理専門信託銀行の銀行勘定で運用されています。

この銀行勘定の運用においては、日銀当座預金への預け入れによりマイナス金利が適用されているため、信託銀行各社より、企業年金に対して、当該マイナス金利相当分の費用を信託財産等から支弁する旨の書面の配布や説明がなされているところです。

しかしながら、当該マイナス金利相当分の費用負担についての説明は、納得できる十分なものではなく、顧客である企業年金の同意を得ないまま進められており、このままでは企業年金としての受託者責任を果たしたとは言えないのではないかとの問題提起もなされています。

本件については、企業年金共通の問題でもあることから、去る6月22日に当連合会の政策委員会・資産運用小委員会合同委員会を開催し、同委員会での議論を踏まえ、本件にかかる質問事項を別紙のとおりまとめましたので、早急にご回答いただきますようお願い申し上げます。

1. 何故、日銀によるマイナス金利政策が、給付資金の原資となる企業年金の銀行勘定の運用に適用されるのか
2. 資産管理専門信託銀行（以下、受託者という）各社は、マイナス金利相当分の費用を公平に顧客から徴収しているのか。また、年金顧客間においても公平に費用負担がなされているのか
3. 各受託者の日銀当座預金残高（3段階の階層別残高）はいくらか
4. 何故、マイナス金利の対象となる受託者の銀行勘定での運用が、信託契約に規定する「受益者の保護に支障を生じることがないものとして受益者に不利にならない条件」に該当するのか
5. 各受託者の銀行勘定での運用にかかるリスクは何か。また、そのリスクに対してどのように対応しているのか
6. 各受託者の銀行勘定の資金は、日銀当座預金への預け入れ以外にどのような資産で運用しているのか。またその明細は開示されるのか
7. 銀行勘定の運用にかかるマイナス金利相当分の費用は、信託契約に規定する「信託報酬」に含まれるのではないのか
8. 受託者はマイナス金利相当額を「信託事務費用」として信託財産から差し引くとしているが、関係法令や信託契約に基づいていないのではないのか
9. 「信託事務費用」を信託財産から差し引くことについて、受託者は各企業年金の同意を得る必要があるのではないのか
10. 受託者は各企業年金が負担する「信託事務費用」をどのように計算するのか
11. 各企業年金が負担する「信託事務費用」は受託者から報告される運用ディスクロージャー資料にどのように開示されるのか
12. 「信託事務費用」の消費税等の課税関係はどのようにになっているのか
13. 各企業年金が締結している信託契約書には、信託財産の運用対象として「預金、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形および円貨建銀行引受手形」と明記されているが、受託者の銀行勘定での運用以外の運用（例えば、他の信用力のある金融機関への預金への運用等）はできないのか
14. 今後の短期金融市場の見通しやあり方についてどのように考えるか

以上